

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年5月30日（平成28年（行個）諮問第83号）

答申日：平成28年10月18日（平成28年度（行個）答申第111号）

事件名：本人の労災特別加入について特定労働基準監督署職員と特定建築組合連合会との間で話をした記録の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「審査請求人が平成27年特定月頃に特定労働基準監督署に相談した時の対応について、職員が作成した対応記録等の写し」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報1」という。）及び「審査請求人の労災特別加入の件で特定労働基準監督署職員と特定建築組合連合会との間で話をした記録の写し」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報2」といい、本件対象保有個人情報1と併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、本件対象保有個人情報2を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、新潟労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年12月25日付け新労発基1225第3号により行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

ア 下記イのとおり、そちらのA、B等に電話で相談、お願い、訴えた。

この様に事件になっているのに、言った言わないでの感情論で相談事のところをもみ消しているの、明らかにしてほしい。

##### イ 事件の経緯

① 80kgのはりの重みが転倒で右手首にかかった（労災「特定疾病」）。右手首の痛みを「特定整形外科医院C」は、右手首をギブス、コルセット等で固定しないで、私が痛いと言っているのに、仕事をリハビリと右手首を温めて、特定年月頃から同年特定月頃まで国民保険でお金を取るだけ私から取って、痛みを強くし、痛いのは治っ

ている証拠と労災の手続を妨害したので、「労災の手続で建築組合へ」

- ② 建築組合（特定事業所「D」）は、特定年月頃、事業主の親戚が仕事での転倒の労災と建築組合での労災の手続の許可を出したのに、特定年月頃の特定病院Eが労災で特定疾病を手術するまで「私を無視し労災の手続を妨害した。」
- ③ 特定病院Eからの整形外科（特定病院F）は、特定整形外科Cの温めての仕事のリハビリから特定年月頃から冷湿布に変えただけで（転倒「労災」）の右手首を、ギブス、コルセット等で（特定疾病）を固定しないで、私が痛いと言っているのに、仕事をリハビリとし、痛みを強くし、（特定疾病特定症状）にし、治らないと頭の検査をし、頭に異常がないと建築組合の手続の妨害もあってか、勝手な想像で恋患いと転倒（労災）を国民保険のいい加減な治療で診断とし、
- ④ （特定病院F）は、特定年月頃勝手な想像で恋患いとし、何ら私に配慮するでなく、整形外科待合廊下でも県立病院に勤めている私の親戚と身内を呼び、廊下の大勢の前で（特定疾病特定症状）にされた痛みで、何ら反論できない私を精神科から二人の男性看護師を呼び（特定疾病特定症状）を「恋患いと公にし、精神科に厄介払いし私を異常者とした。」
- ⑤ 精神科（特定病院F）は特定年月頃の同日に、（特定疾病特定症状）になった、（判断の医療）ミスで痛がっている私を、勝手な想像で一方的に迷惑行為とし大勢の前で、私に何ら配慮するでなく犯罪者を護送するように精神科に護送し、恋患いの精神異常者と公にし、特定症状の痛みで何ら反論できない私を愚弄し異常者として
- ⑥ 精神科は、（特定疾病特定症状）の強い痛みの状態を、恋患いと愚弄しておいて、特定症状を、私に文書に書かせる無理難題の拷問で精神的からも痛みを強くし、恋患いを、特定症状と文書で説明できないと○△等の絵を見せ、私を三歳位の知能数しかないと愚弄し、私の親戚を使って、「国民保険でお金を取って恋患い自律神経（異常者）と診断を残した。」
- ⑦ 特定病院F院長（病院）は、（特定年月日の通知書に「よると」特定建築組合会（所在地、特定住所。以下「当連合会」という。）を代理して次のとおり通知します）と当連合会は特定年月頃から特定年月日頃まで、当時、労働基準監督署（特定署）の指示に従い適切に労災手続を「私を無視し労災の手続を妨害したことに②なり」そのことを知りながら特定年月頃恋患いの診断ミスが、私が右手首にギブスをしていたこととその診断書で労災になったことを知りながら、私に謝るところか、精神科のG医師が患者に殺されたことを

良いことにし、何ら私に対しての医療ミスに関係ないことの死んだG医師に責任は取れないと、医療ミスの治療費を私に返す手続を妨害し、

- ⑧（病院「特定県庁」）は、特定病院Eからの整形外科医師（病院）等が特定年月日頃に移動し同月特定日クレーンのフック頭部に、接触負傷（特定年月日特定病院Hのけいつい症の症状）で、私を異常者扱いする県立（病院）は嫌で、特定年月日救急車で特定病院Iに運ばれた際、大勢の人の前で私を見て、何が面白くて救急車に乗ってきたかと、（特定年月日、特定年月日）の診療書等で、一回でも精神科（恋しい）にかかったことのある人は、精神（異常者）とし、（自律神経症状あり）の診断で特定病院Hが、特定署に出した特定年月日の診断書を私に返して、①ないし⑧の判断ミスを隠す目的で、そのことで、障害等級12級の12の障害補償給付を、（特定病院Hが私）に原本が私の手元にあるのに、隠し給付をし、そのことで、特定年月日特定病院I、特定年月日建築組合、同月特定日特定病院H、特定年月日特定病院H、同月特定日特定病院E等に、異常者扱いされはじめ、特定年月日の今でも、営業にあらざるため印紙帖用せずと印紙を貼るところに書いて、手続の仕方は特定署とか建築組合とか言って、特定年月日の事件となり、ただ痛いと言っただけなのになぜ。

## （2）意見書

審査請求人から意見書が当審査会宛て提出（平成28年7月4日受付）された。（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提供されており、その内容は記載しない。）

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において一部不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

### 2 理由

#### （1）本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「審査請求人が平成27年特定月頃に特定労働基準監督署に相談した時の対応について、職員が作成した対応記録等の写し及び同人の労災特別加入の件で特定労働基準監督署職員と特定建築組合連合会との間で話をした記録の写し」である。

#### （2）本件対象保有個人情報の保有について

原処分において、本件対象保有個人情報1については、文書を特定した上で開示をしており、本件対象保有個人情報2については、当該文書を保有していないため不開示としている。

この点について、諮問に際して念のため処分庁に確認をしたところ、本件対象保有個人情報1については、保有している文書は既に全て開示していること、本件対象保有個人情報2については、審査請求人の主張する文書は作成をしておらず、保有していないため不開示としたことが確認された。

特定労働基準監督署職員と特定建築組合連合会との間で話をした記録作成されていないことに関して処分庁に確認したところ、審査請求人の労災特別加入の件で特定建築組合連合会から特定労働基準監督署に電話があった事実は確認できたものの、その内容は特定労働基準監督署において既に把握している事実関係と同一であったことから、対応した特定労働基準監督署職員が記録の作成は不要と判断したものであり、処分庁の対応及び説明は諮問庁として是認できるものである。したがって、対象保有個人情報を保有していないことから法18条2項の規定に照らして不開示としたことについて違法性はなく、請求者の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

### 3 結論

以上のとおり、保有している文書については全て開示し、保有していない文書については法18条2項の規定に基づき不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |                   |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成28年5月30日 | 諮問の受理             |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ | 同年7月4日     | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 同年9月15日    | 審議                |
| ⑤ | 同年10月14日   | 審議                |

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件開示請求について

本件対象保有個人情報は、「審査請求人が平成27年特定月頃に特定労働基準監督署に相談した時の対応について、職員が作成した対応記録等の写し、及び同人の労災特別加入の件で特定労働基準監督署職員と特定建築組合連合会との間で話をした記録の写し」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報のうち、本件対象保有個人情報1を特定して開示したが、本件対象保有個人情報2については、不存在であるとして、不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、本件対象保有個人情報2の開示を求めて審査請求を行った。

諮問庁は、原処分を妥当であるとするので、以下、本件対象保有個人情報2の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報2の保有の有無について

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の2(2)）において、本件対象保有個人情報2を保有していないことについて、処分庁に確認したところ、審査請求人の労災特別加入の件で特定建築組合連合会から特定労働基準監督署に電話があった事実は確認できたものの、その内容は特定労働基準監督署において既に把握している事実関係と同一であったことから、対応した特定労働基準監督署職員が記録の作成は不要と判断したものであり、処分庁の対応及び説明は諮問庁として是認できるものであると説明する。

(2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に上記(1)の電話の内容について確認させたところ、特定年月に特定建築組合連合会の職員から特定労働基準監督署に対し審査請求人が来訪した件で電話があったものの、その内容は特定建築組合連合会に対するクレームであり、特定労働基準監督署において従来から把握している事実関係と同一と判断したと説明する。

また、担当職員が記録の作成を不要と判断したとの諮問庁の説明について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、関係団体との電話等による対応記録の作成については、業務取扱上指示しているところではないことから担当職員が要否を判断するところであり、電話の内容は従来から把握している事実と同一の内容であるため、対応記録は作成する必要はないと判断したと説明する。

以上の諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、その他、これを覆すに足る事情はうかがえないことから、当該諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

(3) したがって、新潟労働局において、本件対象保有個人情報2を保有しているとは認められない。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、本件対象保有個人情報2を保有していないとして不開示とした決定については、新潟労働局において本件対象保有個人情報2を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子